

議案第69号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「認める者」を「認めるもの」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「規則で定める」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

- (2) 減免を受けようとする理由

第47条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「認める者」を「認めるもの」に改め、同項第2号中「により扶助」を「の規定による保護」に改め、同条第2項第2号中「又は氏名若しくは名称」を「若しくは住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（番号利用法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第47条の2第2項中「本項」を「この項」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所又は住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は住所）」に改める。

第65条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しな

い者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) 」に改める。

附 則

第1条 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第37条第2項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用する。

第3条 新条例第47条第2項第2号の規定は、施行日以後に提出する同項及び新条例第47条の2第3項に規定する申請書について適用する。

2 新条例第47条の2第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用する。

第4条 新条例第65条第1項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

(提案理由)

区民税の減免申請書の記載事項に個人番号を加える等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の減免)</p> <p>第37条 区長は、区民税の納税者について次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>であつて必要があると<u>認めるもの</u>に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者<u>又は</u>これに準ずると認められる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、<u>次に掲げる事項を記載した申請書</u>にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名</u></p>	<p>(区民税の減免)</p> <p>第37条 区長は、区民税の納税者について次の各号の<u>一に</u>該当する者であつて必要があると<u>認める者</u>に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者<u>または</u>これに準ずると認められる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、<u>規則で定める</u>申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p>

及び住所又は居所)

(2) 減免を受けようとする理由

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

(1) 略

(2) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(3) 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（番号利用法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号の一に 該当する者であつて必要があると認める者

に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1) 略

(2) 生活保護法により扶助を受ける者

(3) 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第47条の2 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者

(3)～(8) 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第47条の2 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下本項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者

又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務）

第65条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない

又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所

_____並びに減免を受ける者が

身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務）

第65条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

<u>者にあつては、住所又は事務所若し</u>	_____
<u>くは事業所の所在地及び氏名又は名</u>	_____
<u>称)</u>	_____
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
2～4 略	2～4 略